

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57法律第85号）の体系

【目的：1条】

北方領土問題が未解決であることに起因して北方領土元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情に鑑み特別な措置を講じるとともに、北方領土の早期返還を実現し日露両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資する

北方領土問題についての国民世論の啓発

北方地域元居住者に対する援護措置の充実

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進

【定義：2条】

北方地域 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島
隣接地域 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

【基本方針：3条】

北方領土問題等の解決の促進のための基本方針の策定（内閣総理大臣、国土交通大臣）

【世論啓発：4条】

国は基本方針に基づき必要な施策を推進する

【基金：10条】

北方領土隣接地域振興等基金
地方自治法上の基金として北海道に設置
国庫補助対象外の市町村単独事業等の経費の一部補助
基金財源は国と北海道が4：1の割合で負担
（昭和58～平成3年度で目標の100億円を造成完了）
基金の補助対象事業
隣接地域等が行う振興計画に基づく事業
北方領土問題等に関する国民世論の啓発に関する事業
北方地域元居住者に対する援護等に関する事業

【戸籍事務等の特例：11条】

北方地域に本籍を有する者の戸籍について、戸籍事務等は法務大臣が指名した者が管掌する。
昭和58年3月1日 法務・自治省告示
第2項大臣が指名する者は根室市長

【主務大臣：12条】

内閣府 その他の部分（総務省、法務省に係るものを除く）
国土交通省 隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

【法律の施行：附則1条】

昭和58年4月1日

【法律の失効：附則2条】

北方地域が返還された日の属する年度の3月31日

【援護等：5条】

国は基本方針に基づき財政上その他の措置を講ずる

【振興計画：6条】

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定 北海道知事が作成、主務大臣（国土交通大臣）の同意（関係機関（北方対策本部長）との協議が必要）

第1期（昭和58～62年度）：昭和58. 8.19承認
第2期（昭和63～4年度）：昭和63. 7. 6承認
第3期（平成5～9年度）：平成5. 6. 4承認
第4期（平成10～14年度）：平成10. 7. 7承認
第5期（平成15～19年度）：平成15.10.17同意

【特別の助成：7条】

振興計画に基づく隣接地域事業の補助率の嵩上げ措置
嵩上げ率は廃止前の新産工特法と同様
対象事業：道路、河川、下水道、住宅、都市公園、教育施設、厚生施設、農地並びに農業用施設及び林業施設、漁港及び漁業用施設、その他

【地方債について配慮：8条】

隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるための地方債に対する特別の配慮

【財政上の配慮等：9条】

財政上、金融上及び技術上の配慮